

《参考》 令和6年度 太子町保育料基準額表（3号認定）

上段：保育標準時間

下段：保育短時間 （単位：円/月）

階層区分	定 義 (父母等の税額の合計)		3 歳未満児		
			1 人目	2 人目	3 人目以降
第 1 階層	生活保護世帯		0	0	0
第 2 階層	住民税非課税世帯		0	0	0
第 3 階層	住民税所得割の範囲	第 3 階層のうち、ひとり親世帯等	6, 700	0	0
			6, 600	0	0
		48, 600 円未満	14, 600	7, 300	0
			14, 400	7, 200	0
第 4 階層		48, 600 円以上 77, 101 円未満のうち、ひとり親世帯等	6, 700	0	0
			6, 600	0	0
		48, 600 円以上 97, 000 円未満	24, 000	12, 000	0
			23, 600	11, 800	0
第 5 階層		97, 000 円以上 169, 000 円未満	36, 500	18, 250	0
			35, 900	17, 950	0
第 6 階層		169, 000 円以上 301, 000 円未満	49, 200	24, 600	0
			48, 400	24, 200	0
第 7 階層		301, 000 円以上 397, 000 円未満	56, 000	28, 000	0
			55, 000	27, 500	0
第 8 階層		397, 000 円以上	72, 800	36, 400	0
			71, 600	35, 800	0

※1 令和7年3月31日現在の満年齢が基本となるため、入所日以降に誕生日を迎えても年度内の保育料は変わりません。

※2 同一世帯から2人以上の児童が保育所等に入所している場合は、年齢の上の児童から1人目と数えます。ただし、住民税所得割課税額が57,700円未満（ひとり親世帯等の場合は77,101円未満）までの世帯の場合は、子どもの年齢や保育所等に入所しているかどうかにかかわらず、年齢の上の子どもから1人目と数えます。（平成28年4月から）

※3 保育料決定に係る住民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等を適用する前の額となります。